

# 租税教育研究校委嘱要領

大分県租税教育推進協議会

## 租税教育研究校の委嘱要領

### 1 目的

この要領は、大分県租税教育推進協議会（以下「県租推協」という。）の会則第3条（1）の租税教育研究校（以下「委嘱校」という。）の委嘱について必要な事項を定め、委嘱制度の体系的な構成を整備し、かつ委嘱校に関する事務関係を明確にするとともに、県租推協の適切な運営を図り、もって児童・生徒に対する租税教育の推進及び充実を図ることを目的とする。

### 2 委嘱制度の趣旨

大分県内の小中学校の児童・生徒に対して、国や地方公共団体の行政活動に対する理解を深め、正しい知識に基づく租税観を養うとともに、遵法の本質を培うことにより、将来の良識ある地域住民を育成するための租税教育の実践及び研究を委嘱することを趣旨とする。

### 3 委嘱校の決定

委嘱校の決定は、次により県租推協会長が行う。

- (1) 県内小中学校の中から、大分県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）からの推薦に基づき、毎年1校を選定し、これに租税教育の実践及び研究を委嘱する。
- (2) 委嘱校の選定に当たっては、別表1の「租税教育研究校ローテーション表」の順番により、県内6教育事務所から小学校と中学校が交互に推薦されるよう配慮する。
- (3) 委嘱校の期間は、原則として2年とする。

なお、委嘱状（様式第1号）の交付は、県租推協総会終了後に実施する。

### 4 決定の通知等

上記3の規定により委嘱校が決定したときは、委嘱校の学校長に通知するとともに、委嘱校が所属する教育機関の長及び地区租税教育推進協議会会長に報告し指導の協力依頼を行う。

### 5 委嘱校が行う租税教育の研究等の内容

- (1) 委嘱校は、学校教育課程において、前掲の委嘱制度の趣旨を踏まえ、各教科の中の関連する題材を捉え、あるいは教科以外の領域（特別活動、道徳）において、租税の意義と役割、納税の義務等、租税について正しい知識を養うものとする。
- (2) 委嘱校は、租税教育の実践体制を整備するとともに、組織的、計画的な研究に努めるものとし、具体的には、次のようなことを行うものとする。

- イ 租税教育指導計画の作成・実施
- ロ 税に関する作品の応募
- ハ 副教材や税に関する広報資料の授業での活用
- ニ 租税教室の開催
- ホ 研究紀要の作成
- ヘ 公開研究発表会の開催
- ト 県租推協総会での研究結果（経過）報告

注1 租税教育指導計画については、県租推協作成のマニュアル「租税教育研究校実施計画等の参考資料」を参考にして作成し実施する。

- 2 委嘱校は、委嘱2年目の年に、文化祭、保護者会、授業参観等の機会を捉えて研究発表会を開催し、租税教育の研究結果について研究報告書を作成するとともに発表する。

## 6 租税教育助成金

委嘱校に対し、予算の範囲において、租税教育の実践及び研究に関する経費の助成（以下「助成金」という。）を行う。

なお、助成金の運用方法等については、別添「租税教育研究委嘱校の助成金取扱要領」による。

## 7 事業計画書等の提出

- (1) 委嘱校は、年度当初に、租税教育研究届出書（様式第2号）に事業計画書（様式第3号）及び消耗品の購入希望書（様式第4号）、また、委嘱期間当初に租税教育指導計画書（任意の様式）を添付し、県租推協会長に提出しなければならない。
- (2) 委嘱校は、事務局に対して消耗品の購入を依頼した金額を、消耗品予算管理簿（様式第5号）により自己管理を行う
- (3) 委嘱校は、年度終了後の4月5日までに、事業報告書（様式第6号）に事業内容報告書（様式第7号）及び消耗品予算管理簿（様式第5号）の写しを添付し、県租推協会長に提出しなければならない。

## 8 その他

事務局長は、年度当初に委嘱校及び教育関係機関に出向き、租税教育の目的及び実施等に係る経費等について十分に説明を行うとともに、円滑な推進が図れるよう配慮する。

また、委嘱校の研究項目等について積極的に協力し、租税教育の研究が円滑に行われるよう配慮する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月5日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年5月18日から施行する。
- 3 この要領は、平成26年5月27日から施行する。

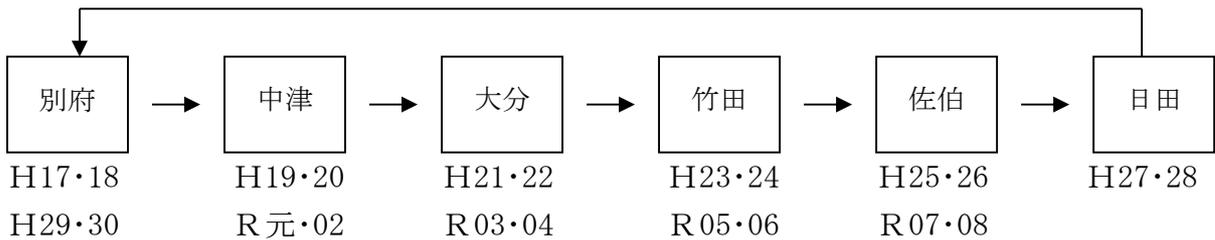
別表 1

租税教育研究校ローテーション表

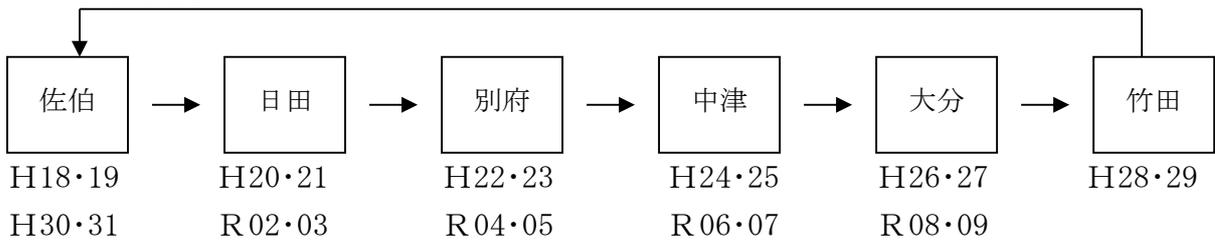
1 租税教育研究校（以下「委嘱校」という。）については、委嘱期間を原則2年とし、毎年、県内の小学校から1校、中学校から1校の計2校となるよう選定し委嘱している。

委嘱校の選定については、県内6つの教育事務所ごとに行うこととし、小学校と中学校を交互に選定するため、校種別に次のローテーションで選定している。

(1) 小学校



(2) 中学校



(注) 選定年度順に校種別の所属の教育事務所を表にすると次のとおりである。

委嘱年度	小学校	中学校	委嘱年度	小学校	中学校
17年度	別府	竹田	29年度	別府	竹田
18年度		佐伯	30年度		佐伯
19年度	中津	日田	元年度	中津	日田
20年度					
21年度	大分	別府	2年度	大分	別府
22年度					
23年度	竹田	中津	3年度	竹田	中津
24年度					
25年度	佐伯	大分	4年度	佐伯	大分
26年度					
27年度	日田	竹田	5年度	日田	竹田
28年度					
28年度			6年度		
			7年度		
			8年度		
			9年度		
			10年度		

# 委嘱状

●●●● 殿

貴校を令和 年度から

令和 年度まで租税教育

研究校に委嘱します

令和 年四月一日

大分県租税教育推進協議会

会長 ○○○○

様式第2号

租税教育研究届出書

令和 年 月 日

大分県租税教育  
推進協議会会長 殿

所在地

学校名

学校長

㊞

令和 年度租税教育研究届出書を、下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 事業計画書
- 2 消耗品の購入希望書



消耗品の購入希望書

学校名 \_\_\_\_\_

品 目	見 積 額	備 考

(注) 見積額は、合計金額8万円以内で記載する。



様式第6号

令和 年度事業報告書

令和 年 月 日

大分県租税教育推進協議会  
会長

殿

所在地

学校名

学校長

令和 年度事業報告書について、下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 事業内容報告書
- 2 消耗品予算管理簿（写）

